

株式会社アルファパーチェス

定 款

# 株式会社アルファパーチェス

## 定 款

### 第1章 総 則

#### 第1条 (商 号)

当社は、株式会社アルファパーチェスと称し、英文では、A l p h a P u r c h a s e C o . ,  
L t d . と表示する。

#### 第2条 (目的)

当社は、下記の事業を営むことを目的とする。

##### (1) 次の物品の売買および輸出入

- ① 工具、照明器具、修繕部品などの資機材
- ② 電気・電子・通信・放送機械器具、精密機械器具（度量衡器、計量器を含む）その他一般機械器具  
ならびにそれらの部品および附属品
- ③ 家具、事務機器および事務用品
- ④ 食料品、清涼飲料水および酒類
- ⑤ スポーツ用品
- ⑥ 建築資材
- ⑦ 鉄鋼、非金属、金属鉱物、非金属鉱物
- ⑧ 肥料、飼料およびそれらの原料

- ⑨ 金属スクラップ、古紙およびその他の再生資源
  - ⑩ 紙類、パルプ加工品、ゴム製品、皮革製品および一般日用品雑貨
  - ⑪ 石炭製品、石油製品、ガス（圧縮ガス、液化ガスを含む）
  - ⑫ 歯科材料、衛生用品および化粧品ならびに農薬、火薬、毒物、劇物等の化学製品（アルコールを含む）、試薬、実験用動物
  - ⑬ 医療機器類および医療用消耗品
  - ⑭ 植物
  - ⑮ 印刷物、出版物
- (2) 前号各機材の製造・加工業、廃棄・再生処理業およびこれらの請負業、ならびにこれらの機材および部品の修理、据付工事請負、賃貸借および管理業
- (3) 工業所有権・著作権等の無体財産権の取得、保守、技術指導および販売業
- (4) ノウハウ、各種システム・エンジニアリングその他ソフトウェアの取得、企画開発、保守、技術指導および販売業
- (5) 各種情報の収集、処理および提供に関する事業
- (6) 企業経営に関する助言・指導等の経営コンサルタント業務
- (7) 古物売買業
- (8) 倉庫業
- (9) 陸運業、海運業、航空運送業、運送取扱業および第1種利用運送業
- (10) 損害保険および自動車損害賠償保障法に基づく保険の代理業ならびに生命保険の募集に関する業務

- (1 1) 建物および構築物等とその付帯設備の清掃業務ならびに保守・管理
- (1 2) 建築工事業、大工工事業、左官工事業、とび・土工工事業、石工事業、屋根工事業、電気工事業、管工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、鋼構造物工事業、鉄筋工事業、ほ装工事業、板金工事業、ガラス工事業、塗装工事業、防水工事業、内装仕上工事業、機械器具設置工事業、熱絶縁工事業、電気通信工事業、造園工事業、建具工事業、消防施設工事業、解体工事業
- (1 3) 建築物の設計・工事監理
- (1 4) 消防設備業
- (1 5) 支払代行業
- (1 6) 前各号の代理業、仲立業および問屋業
- (1 7) 前各号に関連する一切の事業（前各号に関連する投資を含む）

### 第3条 （本店の所在地）

当社は、本店を東京都港区に置く。

### 第4条 （機関）

当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査役
- (3) 監査役会
- (4) 会計監査人

## 第5条 (公告の方法)

当会社の公告は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

## 第2章 株 式

### 第6条 (発行可能株式総数)

当会社の発行可能株式総数は30,000,000株とする。

### 第7条 (自己株式の取得)

当会社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる。

### 第8条 (単元株式)

1. 当会社の単元株式数は、100株とする。
2. 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

(1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利

(2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利

(3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利

## 第9条 (株主名簿管理人)

1. 当社は、株主名簿管理人を置く。
2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。
3. 当社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびにこれらの備置きその他の株主名簿および新株予約権に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取り扱わない。

## 第10条 (株式の取扱いに関する事項)

当社の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、株式取扱規程に定めるものとする。

## 第3章 株主総会

### 第11条 (招集の時期)

定時株主総会は、毎事業年度末日の翌日から3か月以内に招集する。臨時株主総会は、必要に応じて招集する。

### 第12条 (定時株主総会の基準日)

当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年12月31日とする。

### 第13条（招集者・議長）

法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会は取締役会の決議に基づき代表取締役が招集し、議長となる。代表取締役に欠員もしくは事故がある場合には、予め取締役会の決議によって定められた順序に従って他の取締役がこれにあたる。

### 第14条（電子提供措置等）

1. 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。
2. 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

### 第15条（決議の方法）

株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがない限り、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、その議決権の過半数でこれを行う。

### 第16条（議決権の代理行使）

1. 議決権を行使できる株主は、株主総会の基準日において株主名簿に記載または記録されている株主本人とする。
2. 前項に定める株主が株主総会当日に株主総会の会場に入場できない場合、同株主は、当社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、株主総会の会場に入場させ、同株主総会における議決権

を行使させることができる。

3. 前項に定める方法で議決権を行使する場合、株主または代理人は、株主総会ごとに、当社に対して代理権を証明する書面を提出しなければならない。

## 第4章 取締役および取締役会

### 第17条（員数）

当社の取締役は3名以上、10名以内とする。

### 第18条（選任方法）

1. 取締役は、株主総会の決議をもって選任する。
2. 取締役の選任決議は、累積投票によらない。

### 第19条（任期）

1. 取締役の任期は選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。
2. 補欠または増員のために選任された取締役の任期は、他の取締役の残存任期と同一とする。

### 第20条（代表取締役・重要な役職者）

取締役会は、その決議をもって代表取締役1名以上を選定する。

## 第21条（報酬）

取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は株主総会で決定する。

## 第22条（招集・議長）

1. 取締役会を招集するには、各取締役および監査役に対し、会日の3日前までに招集通知を発しなければならない。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。
2. 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。
3. 法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会は代表取締役が招集し、その議長となる。代表取締役に欠員または事故ある場合には、予め取締役会の決議によって定められた順序に従って他の取締役がこの任にあたる。

## 第23条（決議の方法、決議の省略）

1. 法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議は、議決に加わることのできる取締役の過半数が出席のうえ、その過半数の議決によって行う。
2. 当会社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

## 第24条（取締役会規程）

取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

## 第25条（取締役の責任免除）

1. 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。
2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度は、金100万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する最低責任限度額のいずれか高い額とする。

## 第5章 監査役および監査役会

### 第26条（員数）

当社の監査役は3名以上、5名以内とする。

### 第27条（選任方法）

監査役は、株主総会の決議をもって選任する。

### 第28条（任期）

1. 監査役の任期は選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

2. 補欠のため選任された監査役の任期は、前任者の任期の残存期間とする。

## 第29条（報酬）

監査役の報酬等は株主総会で決定する。

## 第30条（監査役の責任免除）

1. 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。
2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度は、金100万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する最低責任限度額のいずれか高い額とする。

## 第31条（常勤の監査役）

監査役会は、その決議をもって常勤の監査役を選定する。

## 第32条（招集）

1. 監査役会を招集するには、各監査役に対し、会日の3日前までに招集通知を発しなければならない。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2. 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。

### 第33条（監査役会の決議方法）

法令に別段の定めがある場合を除き、監査役会の決議は、監査役の過半数をもって行う。

### 第34条（監査役会規程）

監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。

## 第6章 会計監査人

### 第35条（選任方法）

会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

### 第36条（任期）

1. 会計監査人の任期はその選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
2. 会計監査人は前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

### 第37条（報酬）

会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。

## 第7章 計 算

### 第38条（事業年度）

当社の事業年度は毎年1月1日から同年12月31日までの1年とする。

### 第39条（剰余金の配当の基準日）

1. 当社の期末配当の基準日は、毎年12月31日とする。
2. 当社は、取締役会の決議によって、毎年6月30日を基準日として中間配当をすることができる。

### 第40条（剰余金の配当等の決定機関）

当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議により定めることができる。

### 第41条（配当金の除斥期間）

1. 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。
2. 未払の配当金には、利息を付けない。

2022年12月26日

株式会社アルファパーチェス

代表取締役 多田 雅之